

沖縄県建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する取扱要綱

(平成 31 年 3 月 26 日制定)

平成 31 年 4 月 1 日施行

令和 3 年 4 月 1 日改正

令和 6 年 2 月 20 日改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）に基づき、沖縄県知事（以下「知事」という。）が行う建築物エネルギー消費性能適合性判定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等)

第 2 条 法第 12 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は法第 13 条第 2 項若しくは第 3 項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の通知（以下「確保計画の提出等」という。）は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号。以下「省令」という。）第 1 条第 1 項又は第 2 条第 1 項（省令第 7 条第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する書類のほか、代理者によって行う場合にあっては、当該代理者に委任することを証する書類を添えて行うものとする。

(確保計画の提出等の取下げ)

第 3 条 確保計画の提出等をした者は、当該提出等を取り下げようとする場合、建築物エネルギー消費性能確保計画提出等取下げ届（第 1 号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の場合において、計画書又は通知書の正本及びその添付図書は返却しないものとする。

(建築の取りやめ)

第 4 条 法第 12 条第 6 項（法第 13 条第 7 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による適合判定通知書の交付を受けた建築主（以下「適合判定建築主」という。）は、適合判定を受けた計画（以下「適合判定計画」という。）に係る建築物の建築を取りやめようとする場合、建築物エネルギー消費性能確保計画取りやめ届（第 2 号様式）の正本及び副本各 1 通を知事に提出しなければならない。

2 前項の届出には、法第 12 条第 6 項の規定による適合判定通知書を添付するものとする。

(建築主変更届)

第 5 条 適合判定建築主は、その工事の完了前に建築主を変更したときは、建築主の変更届（第 3 号様式）を知事に提出しなければならない。

(軽微変更該当証明書の交付等)

- 第6条 適合判定建築主は、適合判定計画の変更（省令第3条（省令第7条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による軽微な変更に限る。）が、再計算によって基準適合が明らかな変更該当する場合においては、変更図書を添えた軽微変更該当証明申請書（第4号様式）及び副本1通を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による申請が省令第3条の軽微な変更該当することを確認した場合は、軽微変更該当証明書（第5号様式）を申請者に交付するものとする。

(完了検査)

- 第7条 適合判定建築主は、適合判定計画に係る建築物の建築基準法（昭和25年法律第201号。）第7条第1項の規定による申請又は同法第18条第16項の規定による通知をしようとするときは、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。）第4条第1項（同規則第8条の2第13項において準用する場合を含む。）の規定による完了検査申請書に、次のいずれかに定める報告書を添付するものとする。
- (1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして提出又は通知された適合判定計画に係る建築物の場合 省エネ基準工事監理報告書（第6号様式）
- (2) 基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとして提出又は通知された適合判定計画に係る建築物の場合 省エネ基準工事監理報告書（第7号様式）
- 2 適合判定建築主は、適合判定計画の変更（省令第3条の規定による軽微な変更に限る。）があった場合は、当該変更に係る図書を添えた建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（第8号様式）2通を前項の書類に併せて提出するものとする。
- 3 適合判定建築主は、第6条第1項の規定による適合判定計画の変更があった場合は、前項の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書に第6条第2項の規定による軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付するものとする。

(基準適合命令)

- 第8条 知事は、法第14条第1項の規定による基準適合命令は、基準適合命令書（第9号様式）により行うものとする。

(報告の徴収)

- 第9条 知事は、法第17条第1項の規定による報告の徴収は、第7条に定めるものを除き、報告を求める旨の通知書（第10号様式）により行うものとする。
- 2 建築主等は、前項により知事から報告を求められた場合、建築物等状況報告書（第11号様式）を知事に提出するものとする。

(その他)

- 第10条 前条までの規定により難しい場合は、別途定めるものとする。

附 則（平成 31 年 3 月 26 日制定）

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、公布の日（令和 3 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。